

石灰石鉱業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

令和元年度「『見える』安全活動コンクール」の実施等について
(協力依頼)

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、事業場・企業(以下「事業場等」という。)の安全活動の活性化を目的として、昨年度に続き、令和元年度「見える」安全活動コンクールを実施します(参考：令和元年 7 月 22 日付け報道発表(別添))。

本コンクールを活性化するため、下記のとおり広報に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 ホームページ上での周知

貴団体のホームページ内に「『見える』安全活動コンクール」特設ページや厚生労働省の報道発表ページへのリンクを設定し、厚生労働省が「『見える』安全活動コンクール」への応募を受付中であることと、「あんぜんプロジェクト」への参加事業場等を募集中であることについて、周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

(参考)「『見える』安全活動コンクール」特設ページ

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/oubo.html>

厚生労働省報道発表ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05778.html

2 リーフレットを活用した周知

「『見える』安全活動コンクール」と「あんぜんプロジェクト」の周知用のリーフレットを「あんぜんプロジェクト」ホームページ上に掲載しております。

当該リーフレットを活用して、傘下団体及び賛助会員等に対して、コンクールへの応募・投票や、「あんぜんプロジェクト」への参加の呼びかけにご協力をお願いいたします。

なお、従前よりあんぜんプロジェクトの参加事業場等に対し、STOP! 転倒災害プロジェクトとのコラボステッカーを配布しておりますので、併せて周知をお願いいたします。

(参考)リーフレット掲載ページ

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/leaflet_2019.pdf

3 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰へ向けて

の周知

「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれたことから、高年齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備に関する先進的な取組みを募集するため、本年度より募集類型Ⅱ「高年齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の『見える化』」を新設しています。

本類型に応募した事業場等については、令和2年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰」において表彰候補として検討することとしているため、積極的な応募に向けた勧奨をお願いいたします。

報道関係者 各位

令和元年7月22日(月)

【照会先】

労働基準局安全衛生部

安全課

課長	毛利 正
主任中央産業安全専門官	中所 照仁
課長補佐	長山 隆志
(代表電話) 03(5253)1111	(内線 5481)
(直通電話) 03(3595)3225	

令和元年度「『見える』安全活動コンクール」を実施します

～「見える」安全活動の創意工夫事例を募集(8月1日～9月30日)～

厚生労働省では本年8月1日から、労働災害防止に向けた事業場・企業(以下「事業場等」という。)の取組み事例を募集・公開し、国民からの投票等により優良事例を選ぶ令和元年度「『見える』安全活動コンクール」を実施します。

このコンクールは、安全活動に熱心に取り組んでいる事業場等が国民や取引先に注目される運動「あんぜんプロジェクト」の一環として実施するもので、平成23年度より実施しており、今年度で9回目を迎えます。

本年度は「経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)」において、「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれたことから、高年齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備に関する先進的な取組み(「高年齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の『見える化』」)を新たに募集の対象に追加します。この取組みに応募した事業場等については、厚生労働省で例年実施している「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰」の表彰候補として検討いたします。

応募期間は、8月1日(木)から9月30日(月)までとしており、応募事例は「あんぜんプロジェクト」のホームページに掲載し、11月1日(金)～12月31日(火)の間に実施する投票の結果等に基づいて、優良事例を決定し、令和2年2月下旬に発表する予定です。

「見える」安全活動とは、危険、有害性について、通常は視覚的に捉えられないものを可視化(見える化)すること、また、それを活用することによる効果的な取組みをいいます。さらに、自社の安全活動を企業価値(安全ブランド)の向上に結びつけ、一層、労働災害防止に向けた機運を高めることも狙いとしています。

厚生労働省では、本コンクールの実施を通じて、引き続き「労働災害のない職場づくり」に向けて取り組んでいきます。